



荒川区SNSシティプロモーター認定制度



荒川区に愛着を持ち、荒川区の魅力を発信する意欲と発信力のある方や団体を、「荒川区 SNS シティプロモーター」として認定し、区と協働して魅力発信を行っているただく事業です。認定された方には、認定証を進呈します。申請要件に該当する方は、ぜひ、ご検討ください。

【荒川区 SNS シティプロモーターの活動内容】

- ・SNS を活用した荒川区の魅力発信
- ・区が主催するシティプロモーションに係る情報交換会等への参加
- ・その他区長が必要と認めた活動

【申請要件】

- ・15 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日を経過していること。
- ・区に愛着を持っており、区の魅力を発信する意欲があること。
- ・原則として申請者が運営するいずれかの SNS のフォロワー数が 1,000 以上であること。
- ・暴力団(荒川区暴力団排除条例(平成 24 年荒川区条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者と関係がないこと。

【申請方法】

LoGo フォーム(右の QR コード)から申請してください。



【申請後の流れ】

- ・申請内容を区で審査し、認定(又は不認定)通知書をお送りします。
- ・認定された方には、認定証をお送りします。
- ・認定された方は、荒川区ホームページで SNS アカウント名を紹介する他、荒川区公式インスタグラム(以下の二次元コード)で相互フォローをお願いしています。
- ・Instagram に荒川区の魅力を投稿するときは、ぜひ、「arakawakulove」を付して投稿してください。魅力的なコンテンツは、荒川区公式 Instagram で紹介させていただく場合があります。

【遵守事項】

荒川区 SNS シティプロモーター(以下、「プロモーター」という。)として活動するに当たり、以下の内容を遵守してください。

- 1 プロモーターは荒川区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び同条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と関係がないこと。
- 2 次に掲げる内容の発信を行わないこと。
 - (1) 公序良俗に反する内容
 - (2) 法令等に違反する内容
 - (3) 虚偽の内容
 - (4) 区や第三者を誹謗中傷する内容
 - (5) その他区長が不相当と認める内容
- 3 プロモーターとして認定された内容に変更があった場合は、荒川区SNSシティプロモーター認定内容変更届を速やかに提出すること。

【問合せ】

荒川区区政広報部広報課シティプロモーション担当 03(3802)4875